

玩具による乳幼児の気道閉塞事故 事故等原因調査報告・対策に関する説明会

玩具による乳幼児の気道閉塞事故への対策 — ST基準・STマーク制度における対象年齢設定等への取組—

日本玩具協会
平成30年7月17, 18日(東京)
7月27日(大阪)

3才未満の子供は、モノを誤飲・誤嚥するリスクが高い。
このため、玩具安全規格において、誤飲・誤嚥防止の各種の対策。

(3才未満)

- ・ 「小部品」があってはならない。
- ・ 「小球」であってはならない。
- ・ 「ポンポン」は、直径44.5mm以下の球状のものであってはならない。
- ・ 「幼児用遊び人形」は特定の形状であってはならない。
- ・ 小球試験器(直径44.5mm)を通過する「吸盤」があってはならない。

(3才以上)

- ・ 3才以上対象の玩具は、「小部品」「小球」があるものは警告を表示。

消費者庁 安全調査委員会 調査報告書(平成29年11月)

- ① 経済産業省は、ST基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等に基づいた対象年齢の設定・表示の徹底を、玩具関連事業者に促すべき。
- ② 経済産業省は、玩具関連事業者に対して以下に示す取組を行うよう求めるなどして、安全な玩具の設計、製造及び販売につながるよう努めるべき。
 - (ア) 3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施するなど様々な試験方法を併用し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど(咽頭・喉頭)に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと。
 - (イ) 消費者に対して、対象年齢やSTマーク等の安全性に係る表示の意味を、分かりやすく、正確に伝えること。

(平成30年2月7日付で、経済産業省から当協会に要請)

1. 対象年齢の設定・表示の促進

- ⇒ ① ST基準を改定し、「対象年齢」に関する要求事項を追加
- ② 「誤飲・誤嚥防止のための、「3才」前後の玩具における適切な対象年齢表示を推進するための指針」(ガイドライン)を作成
- ③ 「玩具の使用開始最低年齢のガイドライン」を作成し、参考として提供

2. 安全な玩具の設計、製造及び販売

- ⇒ 「乳幼児の誤飲・誤嚥防止のための安全な玩具の設計、製造及び販売への取組について」を決定

3. 対象年齢・安全表示の意味の啓発

- ⇒ 「安全なおもちゃの選び方」(ちらし)

適切な対象年齢の設定・表示の徹底(その1)

各国の対象年齢に関するガイドライン等の概要(資料1)

- 日本** ST基準第1部第7章 玩具への対象年齢の表示を義務付け
「STマーク使用の手引き」(玩具への年齢表示について)
- 米国** CPSC: Age Determination Guidelines:
ASTM F963 Annex A1(付録) Age Grading Guidelines
- E U** CEN CR14379(2002) Classification of Toys – Guidelines
EU委員会 (旧)玩具安全指令(88/378/EEC)の適用のための
ガイダンス文書No. 11 (2009年6月4日 最終版)
CEN ISO /TR8124-8:2016
- I S O** ISO/TR 8124-8:2016 Age Determination Guidelines
(使用開始最低年齢)

適切な対象年齢の設定・表示の徹底(その2)

ST基準を改定し、「対象年齢」に関する要求事項を追加(資料2)

- (1) 対象年齢を表示する位置は、**「包装(パッケージ)正面の右上」**を原則とする。
- (2) 対象年齢表示のサイズ

表示面の面積	対象年齢表示の大きさ (文字高)
面積がA3(297×420mm)以上のもの	18ポイント以上 (6.30mm以上)
面積がB5(182×257mm)以上、 A3未満のもの	14ポイント以上 (4.90mm以上)
面積がB5未満のもの	7ポイント以上 (2.45mm以上)

1ポイント(JIS Z8305) = 0.35mm 6

適切な対象年齢の設定・表示の徹底(その3)

「誤飲・誤嚥防止のための、「3才」前後の玩具における適切な対象年齢表示を推進するための指針」(ガイドライン)
(資料3)

対象年齢を設定するにあたって考慮すべき事項

① 対象年齢の判別が難しい製品(対象年齢がグレーゾーンの製品)

そのようなケースについては、対象年齢を「3才以上」に設定することが適切な場合であっても、小部品・小球のリスクに対して、小部品に穴を開けるなどの措置を自発的に講じることが望ましい。

② 対象年齢表示「3才以上」を付している玩具

その玩具に小部品・小球のリスクが存在するときは、特に当該「3才以上」という対象年齢設定の妥当性について吟味することが必要である。

③ キャラクター玩具の対象年齢

キャラクターに着目して購入されることが多いことから、遊びの内容からは比較的高い対象年齢設定を行うことが合理的な場合にあっても、視聴者層の子供に必要な安全対策を施すか、対象年齢に満たない子供には危険であることを購入者に明示的に知らせることが望ましい。

適切な対象年齢の設定・表示の徹底(その4)

「玩具の使用開始最低年齢のガイドライン」

- ・ISO TR8124-8を置換(コピー)
- ・玩具の使用開始最低年齢のガイドライン
- ・10の年齢カテゴリーに対応した玩具を例示(146点)
 - 例:「Simpleなロールプレイ用の玩具
— 子供サイズの家庭用器具、ストーブ、
キッチンセット」(2才+: 5.11)
- ・年齢カテゴリー毎の、子供の「運動能力と認識能力
の発達」「行動様式」
- ・著作権はISOに帰属

価格 12,000円(会員) 14,000円(非会員)

2. 安全な玩具の設計、製造及び販売

⇒「乳幼児の誤飲・誤嚥防止のための安全な玩具の設計、製造及び販売への取組について」を決定（資料4）

(1) ST基準の「球」の定義を改定

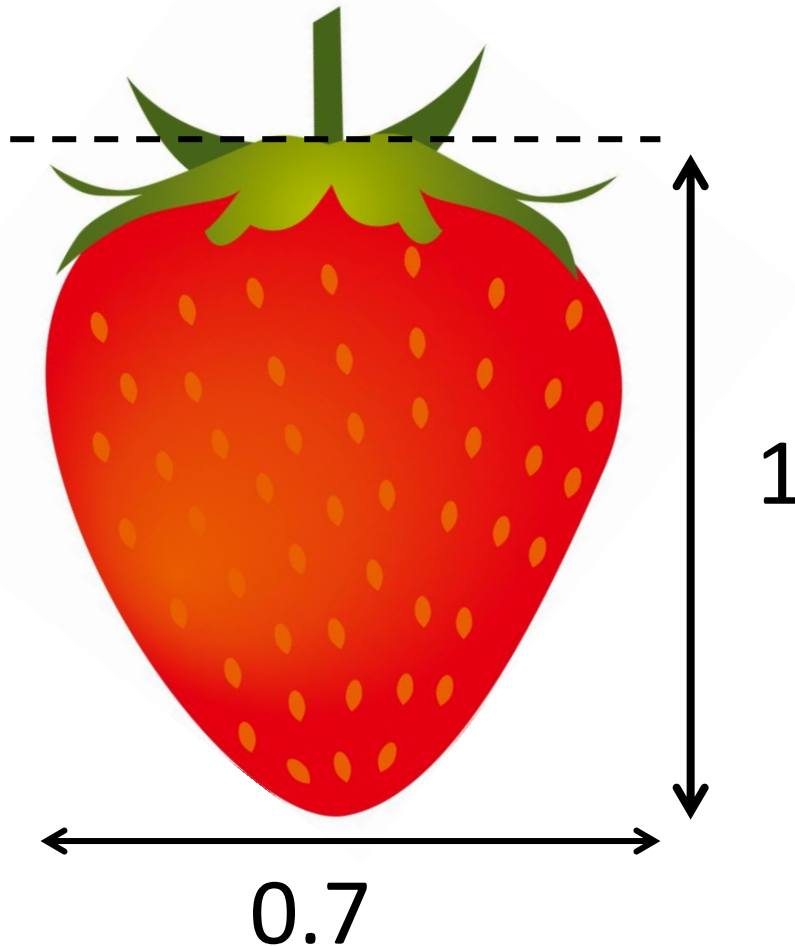
ST基準改定案(ST基準第1部3.21項)

3.21 球(ボール)

通常、投げる、打つ、蹴る、転がす、落とす又は弾ませるように設計されたか、意図された(必ずしもそうでないものもある。)、球形、卵形又は楕円形の物体

(注)「球」は、「4.5.2 小球」の要求事項・試験の対象となる。

新しく「球」とみなされる玩具の例 (ままごと玩具のイチゴ)



「長径」と「短径」の比率が70%を超える楕円形の物体は、この基準で「球」として取り扱う。
(「へタ」は、楕円体を構成するものとして取り扱わない。)

(2) 3才未満対象の玩具の安全な製品の設計、製造及び販売への自発的取組みの推奨

【玩具メーカーの自発的な取組の例】

(3才未満対象の玩具)

- ・ 小部品に関する試験では、小部品シリンダー試験器の他に、自主的に誤飲チェッカーも併用している。
対象年齢18ヶ月を超える製品にも、18ヶ月未満の落下試験の基準を適用している。
- ・ 半球形の形状の物についても、「小球」の試験を実施する。
- ・ ぶつけて部品がばらばらになってしまうと意味がないので、単に小部品に関する製品試験のみでなく、付随してどのような事故が起きるかを想定して設計を行い、また、独自の製品試験を行う。

【玩具メーカーの自発的な取組の例】

(3才以上対象の玩具)

- 対象年齢に関わらず、小部品に関する製品試験で確認を行い、年齢及び活用状況に応じた対策を実施している。
- ST基準だけでなく、独自の基準を設け、例えば、対象年齢3才以上の商品でも、直径(φ)10mm以上の小部品にφ3mmの穴を開けたり、形状をデコボコにしたりして、万一誤飲しても、気道を確保しやすいようにしている。
- 可能な限り大きな穴を多方向に開ける。
- 食物を模したママゴト玩具(対象年齢3才以上)については、小部品に関する製品試験だけでなく18ヶ月未満の玩具に適用される製品試験を実施している。

今後のスケジュール

平成31年1月 ST申請での改定ST基準（対象年齢、球の定義）
の適用開始（新規申請商品）

経過措置その1

ST更新商品については、適用開始から2年間、改定前の基準での対象年齢表示を認める。

経過措置その2

改定基準の施行日（平成31年1月）を待つことなく、対象年齢表示を改定基準に合わせることは差し支えない（むしろ歓迎）。
なお、STマーク既取得商品について、改定基準に合わせて、パッケージの対象年齢表示を変更する場合は、「改良申請」の手続を踏むことなく、各社において自主的に対応して頂いて良い。

(対象年齢表記箇所の変更や、年齢表記方法に係る変更(囲み罫にするなど)に限る。対象年齢そのものの変更はST再申請となる。)

経過措置その3

新たに小球基準が「積木・ままごと」などに適用される。それに伴って、これら商品に関し、「対象年齢「3才以上」の商品であって、小球があるもの」は、(既存の規定が適用され)警告の表示が必要となる。

これについても平成31年1月から適用を開始するが、STマーク既取得商品について、改定ST基準に合わせるよう、パッケージに警告を表示する場合には、(本来ならST再取得が必要であるが)「改良申請」の手続で対応して良い。

3. 対象年齢・安全表示の意味の啓発

⇒ 「安全なおもちゃの選び方」(ちらし)

日玩協HPからダウンロードできます。

http://www.toys.or.jp/st_jigyou_erabikata.html